

【平成 30 年度第 1 回小牧市障害者自立支援協議会会議録】

1. 開催日時 平成 30 年 5 月 14 日（月） 14：00～15：30

2. 開催場所 小牧市ふれあいセンター 3 階大会議室

3. 出席者（委員 13 名のうち、13 名出席）

（会長）	相山女学園大学 教授	手嶋 雅史
（副会長）	小牧市社会福祉協議会会長	稲垣 喜久治
（出席した委員）	小牧市身体障害者福祉協会会長	谷 幸男
	小牧市手をつなぐ育成会会長	石原 多加子
	民生委員・児童委員連絡協議会会長	吉田 友仁
	社会福祉法人あいち清光会	
	サンフレンド施設長	川崎 純夫
	社会福祉法人アザレア福祉会	
	理事長	北澤 論
	小牧市医師会代表	越後谷 雅代
	愛知県春日井保健所 課長補佐	角田 玉青
	愛知県立小牧特別支援学校校長	鵜野 裕志
	春日井公共職業安定所	
	専門援助部門統括職業指導官	川島 さとみ
	小牧市健康福祉部長寿・障がい福祉課長	山本 格史
	社会福祉法人大和社会福祉事業振興会	
	ハートランド小牧の杜施設長	清水 龍司
（オブザーバー）	尾張北部圏域地域アドバイザー	綱川 克宣
（事務局）	小牧市健康福祉部長寿・障がい福祉課	
	小牧市社会福祉協議会ふれあい総合相談支援センター	
（同席）	就労支援連絡会代表 小牧ワイナリー	川原 克博
	日中活動系連絡会代表	
	生活介護ぽぽらす	秋山 敏之
	相談支援事業所連絡会代表	
	サンビレッジ障害者支援センター	篠塚 ユカリ
	こども連絡会代表	
	小牧市ふれあいの家 あさひ学園	御手洗 真由美
	相談支援事業ハートランド小牧の杜	木戸 明子

サンフレンド障害者生活支援センター 中野 勝利
地域活動支援センター本庄プラザ 水谷 研司

(傍聴者) 3 名

4. 議事

- (1) 尾張北部圏域地域アドバイザーからの情報提供
- (2) 平成 30 年度の各連絡会の事業計画について

5. 会議資料

次第

小牧市障害者自立支援協議会組織図

P 2 ～ 7 平成 30 年度の各連絡会の事業計画

資料 1 尾張北部圏域地域アドバイザーからの情報提供

6. 議事内容

(事務局)

小牧市障害者自立支援協議会につきましては、小牧市審議会等の会議の公開に関する指針により、公開とさせていただきます。

議事録につきましては、情報公開コーナー及び小牧市ホームページにて公開をさせていただきます。なお、本日の傍聴人は 3 名となっております。

只今から平成 30 年度第 1 回小牧市障害者自立支援協議会を開催させていただきます。申し遅れましたが、本日の進行を勤めさせていただきます小牧市社会福祉協議会の地域福祉課の田中と申します。よろしくお願い致します。

(手嶋会長)

それでは早速会議の方を始めさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。議題 1 の部分で報告事項がございます。これは毎回アドバイザーの綱川さんの方から近況等、県の状況も含めて報告を頂くという事になっております。ご報告の方よろしくお願い致します。

(綱川アドバイザー)

それでは私の方から A4 横の資料 1 の報酬改定についてお話ししたいと思います。報酬改定の話かもしれませんが、週末に重要なニュースが新聞報道されましたので、その件についてお話をしてから報酬改定の話をすると思います。

今日皆さんにお伝えしようと思ったのが、障害者差別解消法を皆さんご存知

かと思います。2年前、平成28年4月1日から施行された法律です。簡単な内容をおさらいすると、障がいを理由とした差別的取り扱いが、全面禁止。合理的配慮については、行政機関は義務。民間事業者については努力義務とうたっているものです。この障害者差別解消法ですけれどもおそらく先日、全国で初めて大阪府の職員が、この障害者差別解消法を根拠として処分を受けたとニュースが入りました。処分の内容としましては、聴覚障害があつて動物取り扱い業をしていた女性が登録の更新をする時に、府の担当の部局に対して手話通訳を手配してくださいとお願いしたそうです。最初にお願ひしたのが、2016年11月ごろお願ひしたそうです。その後、府の職員からの返答がなかったので、その後状況確認のメールを3回ほど送ったそうですが、結果的に良い反応はなく、結局当時の窓口の職員は2017年の春に他の部署に異動してしまったそうです。引き継いだ担当者からは、手話通訳ではなくて、筆談でお願ひしたいと返答されたそうです。それを受けて、この女性が障害者差別解消法に反するものではないのかという事で、府の方に相談したところ手話通訳者を派遣できたのにしなかったという風な事で、処分。処分の内容は訓告。処分の中では一番軽い処分を受けたとのこと。おそらく障害者差別解消法が始まってから、この法律を理由としてこういう風に処分を受けたというのは、全国で初めてなのではないかなと思います。この障害者差別解消法は私の解釈、制度の趣旨として障がいのある方のさらなる社会参加。そして障がいのある方の困りごとを少しずつ解決していく事で、誰でも住みやすい町にして行こうというものだと私は思っております。

私は、この文章を見て思ったのはやはり障害者差別解消法というものが、施行されたけれどもなかなか浸透していないというのが現実なんだろうなと思った事と、かといって大阪府のように、処分をどんどんしていくというのは先程申し上げた住みやすい町にしていこうところから考えると法律の趣旨とはちょっと違ってきてしまう部分も出てきてしまうのではないのかなと思いました。このような出来事があつたので、これをきっかけに障害者差別解消方法の制度自体や、趣旨というものが伝わっていくきっかけになればいいのではないかなと思いました。

それでは本題に戻りまして、報酬改定のお話をさせていただきます。なぜ報酬改定の話をするかといいますと、制度やサービスというものが、どうしてもいろいろと複雑になって混乱してしまうものがあります。自立支援協議会もそうですけれども、本来なら障がいがあるご本人様だとか、それを支えるご家族のためのサービスであつたり、会議などに実際にやり取りしている、この事について話すのは専門職だけになってしまうというような事があります。そういった事を少しでも避けるために、共通理解が必要になるので、この大きな制度の変

更点という所についてはここで皆さんと押さえておきたいと思ってお話をさせて頂きます。

1 ページ目を見てください。障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容という事で、書いてあります。ここに障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、医療的ケア児への対応等という風に書いてありますが、今回の改定のポイントというのは大きく二つ挙げられるのではないかと思います。まず、一つ目が障害特性の多様化に合わせた支援です。これはですね、障がいの重度化だとか、医療的ケアの支援など個別ニーズそれぞれの特性に合わせたニーズ対応できるようにしたという事です。

二つ目は障がいのある方の社会参加を促進させるという事です。その為に、通常の事業所での賃金や、工賃の向上、一般就労（企業就労）への移行や定着を促進させようという内容になっています。具体的にどのようなサービスが出来たのかという事について見ていきます。主に3つのサービスで見ていきます。3 ページをご覧ください。自立生活援助というものが一つ目にあります。この自立生活援助とは障がい者施設だとか、グループホーム、精神科病院から一人暮らしに移行した方を支えるサービスです。具体的には月に2回以上訪問して、食事、洗濯、掃除などに課題がないか、体調に変化はないかなどといった事を確認するものです。今までは、こういった事は、相談支援事業所だとか、ヘルパー事業所、グループホームなどが持ち出して支援している場合があったのですが、今回このようにサービスとして規定されました。

5 ページ目をご覧ください。共生型サービスの基準・報酬の設定とあります。共生型サービスというのは、介護保険の事業所に障がいのある人が通所できるようになったり、その逆に、障害福祉サービスの事業所に高齢の方（介護保険の対象者の方、一般的には65歳以上の方）が、通所できるようになるという事です。特に重要なのは後者の障害福祉サービスの事業所に高齢の方が通所できるようになる事です。今までの、障害福祉サービス、特に生活介護に通っていても65歳になると介護保険優先になってしまうので、障害福祉サービス（生活介護）の利用に制限が出てしまうという事がありました。今回障害福祉サービス事業所が共生型サービスの指定を採ればご本人さんが65歳以上になっても、現在の事業所に通うことが出来ます。日本では昭和40年代の頃から通所施設の設定というものは始まってきましたが、そこに当初から通っている方が、だんだん介護保険の対象となってきました。そういった方には活用が期待できるサービスになるかもしれません。ただ、共生型サービスに替える、制度上は介護保険の報酬になるので、1割負担の発生だとか、そういったところはまだ課題としては残っています。

最後に3つ目は、11 ページをご覧ください。就労定着支援のサービスについて

てご説明します。これは文字通り一般企業に就労した方が使うサービスです。障がいをお持ちの方、一般企業に就労出来ても、生活の面で課題が発生する事があります。具体的には、遅刻だとか欠勤、身だしなみの乱れ、薬の飲み忘れといった事です。これも自立生活援助と一緒に相談支援事業所が持ち出し等で支援を行っている部分もありましたが、今後もこういったものが新たなサービスとして設定されました。

以上簡単に制度改正について説明をさせて頂きました。いろいろ新しいサービスがありましたが、実際に県内の状況を見ると一部の法人が指定を取るために動き始めているという風な話は聞きますが、実際に指定を取ったという話はまだ聞いていません。こういった新しいサービスが普及していくのか、ウインドウショッピング的になってしまうのか今後も動向を把握していきたいと思います。以上です。

(手嶋会長)

ありがとうございました。少し時間に余裕がございますので、今の綱川さんのご説明で何かご質問とかあれば、いかがでしょうか。よろしかったですか。スタッフの方からでもかまいませんので、よろしいですか。

その他ありましたら、その都度適宜アドバイスして頂ければと思いますのでよろしくお願いします。

続きまして、議事2の各連絡会の事業計画につきまして、今日の本題ですが、各連絡会の代表より説明をして頂こうと思います。説明して頂く項目が、5つですね。先程自己紹介して頂きました連絡会の方のそれぞれの代表の方のご説明になります。一番最初に就労支援を頂いて、2番目に日中活動系のご説明を頂いて、3番目に相談支援、こども連絡会、最後に社会福祉協議会の事務局の方の説明というような順番で進めていきたいと思います。

(就労連絡会代表)

では、就労支援連絡会の方から報告をさせて頂きます。2ページ、こちらの方、障がい者の就労支援の平成30年度の計画がありますけれども、この事業計画につきましては、小牧市の障害者計画に沿ったもので一応計画がなされております。事業所の理解促進、障害者雇用支援月間、9月にポスターを掲示するとか、就労施設への支援、障がい者が働く事業所ガイドブックの更新発行、皆様のお手元にあるかと思いますが、「障がい者が働くガイドブック」というものが作成されました。これで、どの事業所がどういった仕事をしているのかというのが分かるようになって、一般企業の方々が、どういう作業ならここにお願いできるとかというのがわかるようになったものですから、これをまた深めてい

くということです。

障がい者雇用の促進、①就労支援事業所から一般企業に就職した方のアンケートを実施。②障害者雇用推進セミナー開催の協力をしていく。目的、ねらいとしましては①番は就労移行支援、就労継続支援 A・B からの一般就労期間の拡大や職場定着、②一般企業からの障がい者雇用促進となります。結構私の一期目で頑張って一般就労をして頂いた所があると思うのですが、個人的にはこの計画が計画通りに進むのかどうか、精査が必要かなと思っています。なぜかと言うと、企業からのニーズと現状が、マッチングがどこまであるのか。大企業は小牧にたくさんあるので、いろいろと就労して欲しいという要望はあると思うのですが、これに応えられる障がい者の方の覚悟だとか、そういったものを精査が必要になってくると思うのですが、就労支援連絡会としましては継続していろんな情報を共有し、障がいを持った方達への情報を提供していく事を継続していきます。

ただその中で、学校との連携というのが必要になってきてまして、特別支援学校との情報交換会の実施、市内の卒業生の進路確保、進路指導担当と情報共有。そんなにたくさんの障がい者の方があるというわけではないと思います。それは計画というか、市の方でも出ていると思うのですが、限られた障がいを持った方達に対してどういう仕事を提供して、どういう風に一般社会で自分らしく暮らせるかという事を考えた時に、学校との連携がないと、我々就労継続支援 A、B、就労移行支援まだまだ力が足りない所もありますし、各事業所そのものがどういう運営に直面していくか、例えば報酬の改定があったところで、実際十数カ所事業所があっても経営的に成り立っているとか、逆に自分の所ばかり経営、経営と言っていると本当に障がいを持った方達がどういう風に暮らしたいのか、どういう風に働きたいのかとうニーズが取れないという事が出てきている、そういった事がやはり学校との連携の中で、子どもが成長していく過程の中で働くという事とか、社会でどう暮らすという事を共有してという事がとても大事だと思っていますので、そこも学校との連携を強めて、横の繋がりの中で障がいの当事者がどういう仕事で働きたいのかまた働くという意味を持っているのか、それが一般企業の就労に繋がるのではないのかという事を続けてやっていきたいと思っています。今後の数値目標ですが、各部署が協力してかなり数字的にはいいものが出せたと思います。以上です。

(日中連絡会代表)

日中活動系連絡会の事業計画を発表します。福祉人材の確保としまして、3 ページをご覧ください。福祉・介護の就職フェアの開催をいたします。5 月 31 日木曜日に小牧市公民館で、初めて市内の障がい者また、介護関係の事業所が、

一堂に会して就職フェアを行います。また、次に参りまして、防災への取り組みと致しまして、毎年4月1日に災害時備蓄品リストの更新を行っております。これに関しましては、まず去年、おととしと、事業所がどこにあるのかさえも就労の方と同じで、分からないという所から始まりまして、その中での一番下のサービスの質の向上という、事業所相互の見学というのも含めましてどこの事業所がどこにあって、何をしているのかという所を、皆さんで共有し合うということが災害の際に強みになるのではないかという所で、取り組んでおります。学校との連携と致しまして、就労支援連絡会と一緒に市内の卒業生の進路担当と、情報共有、事業所のPRということで、去年は卒業生が一人もあふれることなく就職ないし、進路の確保が出来ておりましたので、情報共有という事になりました。でも、去年こども連絡会と参加させて頂きました会におきまして、今、放課後等デイサービスとか、事業所のスタッフさんから行きたい所はあるけども、行きたい所は定員がいっぱいで結局、行きたい所に行けずという課題があるという事を聞きまして、小牧市内の生活介護に至っては事業所の方は多分10ちょっとあるかどうかという所で、本当に他市に出て行ってしまう、他市で利用しなければならないという所で、うちの事業所もそれではもう1店舗立ち上げようかという所で7月に立ち上げようという事になりました。他にも、生活介護を立ち上げようとしている事業所が数事業所あるみたいなのですが、そことも連携をしながら小牧市の方は小牧市で見るということを念頭に置きながらやっていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

(相談支援連絡会代表)

相談支援事業所連絡会から今年度の計画の方を報告させて頂きます。今年度も、前年度に引き続いて相談員の質の向上という所を重点的に行っていこうと思っております。4ページになります。

まずは研修会の開催という事で年2回予定をしております。まず、相談員自身が知識向上という所で、必要な研修会を行って備えとして、知っておかなきゃいけないよねという所を押さえていこうという事で計画しています。一つ目は障害者総合支援法の一部改正について、もう一つは実際の相談員からいろいろな意見を頂きながら今後決めていこうかなと思っております。

次に、事例検討会の実施ですが前年度より他市町の事例検討会の手法を相談員全体で学びまして前年度より、小牧市での事例検討会を行ってきました。今後も、この事例検討会をまずは回数をとにかく重ねていって相談員の課題能力の解決の力を上げていく、スキルアップに繋げていくという事で、4回検討会をやる方向でいます。初回はすでに終わっております、4月26日に終わりました。

最後に、就労支援連絡会と、日中活動連絡会、こども連絡会との連携という事なのですが、相談員が一番早いと就学前のお子さんから、サービスに係るために計画を作らせて頂いて、それに沿って児童デイサービスをご利用になっていたり、その中で保育園、幼稚園等に行かせて頂いたり、就学前に向けて地域の学校もしくは特別支援学校の方と連携を取らせて頂いたりして、ライフステージを切れ目ない形で相談員も関わらせてもらいながら、障がいを持っている方を支えていくという事になっていきますので、いろんな関係機関と連携するというのが本当に必要になってます。ですので、いろんな各連絡会の開催時には相談員が積極的に参加して顔繋ぎだったり、情報交換を行っていかうと思っています。また、相談事業所連絡会の中で、相談員が抱えている困難なケースとか、そういったものが出た時に、相談員の中で共有をもちろんするのですが、これはちょっとこども連絡会の方に投げかけてみようとか、そういったような事が出来ましたら今後もそういう形で各連絡会への相談事を連携を取らせて頂いて、自立支援協議会自身も活発に動けるような仕組み作りというのを行っていったらいいなと思っておりますので、こういった計画とさせて頂きました。以上です。

(こども連絡会代表)

続きまして5ページ目ですけれども、こども連絡会の計画案をお話したいと思います。こども連絡会はかなりいろいろな方達の参加、大人数での連絡会になっています。こどもさんが、生まれてから学校卒業するまでの、0歳から18歳までの所で関わる人達、それから親さんたち等も含めて多い人数で連絡会を行っています。

小牧市の障がい者計画に沿ってという所では、まずネットワークの構築ということで他の連絡会でもありましたけれども、関係機関との情報交換、連携の為の意見交換を行っていきます。年度末に各委員でアンケートを行ったのですが、いろいろなことで情報交換をしたり、他の事業所の意見を聞きたいなどということがたくさんありましたので、それを進めていきたいと思っています。こども連絡会ではライフステージにおける切れ目のない支援を目指していますので、関係機関の情報共有や、課題整理、連携などをねらいとして行っていきたいと思っています。

障がい児支援、早期療育の充実というところで、一つ目に皆さんなかなか見たことがないかもしれませんが、小牧市には小牧市独自の成長記録ノートというものがあります。これは保健センター保健師が中心になって、あさひ学園の職員や保育園の指導保育士や、学校関係、教育委員会の方などが当初作られたものです。生まれてからあさひ学園に紹介されて来る時とか、幼稚園、保育園

などに行く時に子どもさんの状況を繋げていこうという所で取り組んでいます。今までも、過去においても連絡会の中で成長記録ノートの学習会や普及についての取り組みをしてきたのですが、学校にも繋げていけるような取り組みを今後もいきたいと思っています。

二つ目に、「はじめのいっぽ」の作成について、これはもともとあさひ学園卒園のお母さんたちが自分達もこどもを育てていく上で、いろいろなママとの情報が知りたいという事で作り始められたものを自立支援協議会で応援しながら制作してきている、これが2回目の物です。この「はじめのいっぽ」が平成31年3月までという事になっておりますので、今年度新しい3回目の物を作りますけれども、内容的には大きくは変わりませんが、いろいろ名称なども異なってきたりしていますので、また皆で見直していきたいと思っています。

三つ目には先程、篠塚さんの方からも言われましたけれども、相談支援事業所との連携という事をきちんとしていきたいという風に思っています。先程も言いましたように、ライフステージにおける切れ目のない支援ということで、いろいろな関係機関で情報提供をしたりとか、お互いに質の向上を目指すような取り組みを行っていこうと思っています。

サービスの質の向上という所では、さまざまな事業所が今たくさん小牧市に出来てきています。今まで、あさひ学園や、幼稚園、保育園という所が中心だった就学前の所でも、たくさんの事業所が出来てきていますし、放課後等デイサービスも多く出来てきているのですけれども、そのメンバーさんもだいぶ顔見知りになりましたので、一緒に勉強したり事例検討などを行って、アンケートの中にも強度行動障害など対応がとても難しいこどもさんへの対応の事や、またグレーな子、診断がまだついていないのだけれどもというこどもさんへの対応や、医療的ケアのこどもさんへの支援等、様々なアンケート内容がありましたので、サービス事業者等の質の向上を目指して、一緒に勉強をしていきたいと思っています。

次に、子ども・子育て支援における障がい児の受け入れ推進という所でも、事例検討・研修ということで、昨年度の保育園、幼稚園それから児童クラブとか、放課後子ども教室などにも声をかけながら、児童館などにも声をかけながらいろいろな場に支援が必要な子どもさんがいるので、その子ども達の理解と適切な受け入れ促進の為に研修等を行っていきたいという風に思っています。キャラバン隊をご存じない方もあるかもしれませんが、発達障がいの子どものさんについてのいろいろな啓発活動をされているグループが小牧市にもできましたので、その方達による研修を昨年度もその前の年も行っています。

学校との連携ところでは同じように、事例検討・研修会の実施や成長記録ノートの活用という事を、取り組んでいきたいと思いますが、昨年度と、一昨年

度と障がいのある方の性についての研修会を行ってきました。一番初めは支援者向けの研修、昨年度は保護者向けの研修という所で行ってきたのですが、学校等でもいろいろな研修が取り組まれているという話を伺っているので、連携して一緒に研修等を行っていいのではないかと考えています。それから就労支援事業所との交流と書いてありますが、昨年度の卒業後の進路という所で、就労支援事業所や日中活動の事業所、生活介護の事業所も含んで交流させて頂きました。それが大変好評でしたので、今年度も乳幼児期から学校または卒業後の場を知り合って、繋がって連携するという事で取り組んでいきたいと思っています。以上です。

(事務局)

社会福祉協議会からその他の事業計画案ということで、2点ほど上げさせて頂きたいと思います。

一つ目が障害福祉サービス等の充実です。取り組みとしては、訪問系サービス事業所同士の意見交換会です。1 ページ目の自立支援協議会の組織図を見て頂くと、分かるように各連絡会がありますが、訪問系の連絡会はまだ立ち上がっておりません。ただ、昨年度訪問系のサービス事業所も意見交換会の前に、アンケートを取ったところ訪問系同士も繋がりを続けていきたいという意見がありましたので、これは続けていく必要はあるかということで、今年度も取り組んでいきます。今は7月を予定としまして連携という事をテーマにして考えております。

もう一点が相談先の周知ということで、毎年度ですが福祉サービス事業所一覧を作成し、発行していきます。これが、民生委員さんや、地域包括支援センターの地域で見守ってくださっている方により多くサービスや、相談支援事業所を知っていただく機会、また相談機関に繋いで頂くという事がねらいとなっております。

また7 ページの方を見て頂きますと、今年度の各連絡会の日程の方がある程度組まれていますので、ご参考にしてください。事務局としては以上です。

(手嶋会長)

それぞれの連絡会の代表の方にご説明をして頂きました。ここで、皆様方に質問等があればと思いますが、いかがでしょうか。ご意見やご質問等ございましたら。

(谷委員)

相談支援専門員の事ですが、現在何人くらいみえるのでしょうか。

(手嶋会長)

4 ページのところの計画相談数と、障がい児相談支援の人数が出ているのですが、相談員はいったい何人でこれを携っているのかというご質問ですかね。

(相談支援連絡会代表)

相談員の方ですが、昨年度から今年度にあたって相談員さんが少し入れ替わり致しました。委託の相談は事業所でふれあい相談を含めて5事業所あるんですけれども、人数としましては、10名となっております。

その他に委託ではなくて、計画相談だけをしている事業所も小牧市にはありまして、指定を受けて計画作りをしている事業所としては、小牧市には5事業所になります。

(手嶋会長)

委託の数と同じくらいになりますか。

(相談支援連絡会代表)

はい、5事業所になります。休止された事業所もありますが、新しく加わった事業所もあるので、5事業所になっていて、相談員はおおよそ20名程度ではと思っています。

(手嶋会長)

基本相談になりますと、委託事業所が5事業所10名で基本相談を受けているというご説明で、基本相談が十分足りていないのではないかなというような事があるということですか。

(谷委員)

相談員が足りていないのではと思ひまして。どうもありがとうございました。

(手嶋会長)

他にございませんか。よろしかったでしょうか。また、後半でもかまいませんのでご意見があれば、伺いたいと思います。今年度の事務局の方が、この表記の仕方に随分工夫をしてくださっておりまして、今回の第5期の障がい福祉計画が新しく動き始めていますので、その第5期障がい福祉計画そして、第1期の障がい児福祉計画のどの計画をベースに各連絡会が、その目標を立ててい

るのかという所のひも付けを分かるようにして下さっております。ですので、是非それぞれの連絡会で障がい福祉計画のこの部分をちゃんと取り入れた形でこの目標にした方がいいのではないか、などという話し合いもできるかと思えますし、そういった工夫もして頂ければなという風に思っております。

せっかくですので、相談支援事業所の方にも私の方から良いでしょうか。

4 ページの相談員の質の向上の一番下の就労支援連絡会など各連絡会との連携の所の一番右の第5期の計画のひも付けが書いてあるのですが、55 ページの所が見当たらず。こちらは地域生活支援事業の相談支援事業の事をいっているという事でしょうか。52 ページの方の(5)は含めなくて。よろしかったですか。

(事務局)

52 ページの方が含まれてないという事です。すみません、こちらの方、もれておりますので。

(手嶋会長)

まだ完璧には出来ていないかと思しますので、それぞれ連絡会の方で、イメージとしては計画がありますよね、計画のどの部分を自分達の連絡会が今年度具体的に目標を立てているのかという所に、分かるようにしないと第5期の障がい福祉計画とは違う計画を立ててるという話になっていってしまうので、仮に第5期の障がい福祉計画の中にあるものを計画にしているというのであれば、次の計画にそれを盛り込んでいかなければならなくなるという事ですので、皆さんも何らかの形で働きかけをして下さると、ここの計画の数値が変わってくるという所で指標として出てきて、モニタリングがかかってくるという風に思しますので、その辺り皆さんからも一つの議論をする時の根拠として、福祉計画を使って頂ければなという風に思しますので、是非ご活用頂ければと思います。

事務局の方からは、訪問系の事業所の意見交換会の方で、まだ連絡会が立ちあげられていないという所で、引き続き7ページの自立支援協議会の事業の予定の所で7月を見て頂くと、そこに予定があるので、しっかりと話し合いをさせて頂いて次のステップにしていきたいという報告だという風に思います。

次は、その他の障がい者の差別解消法支援地域協議会の方から報告をして頂きたいと思います。

(長寿・障がい福祉課)

差別解消法につきましては、障害者差別解消法支援地域協議会というものを

設置しております。これにつきましては、自立支援協議会がその役割を担うという事です。昨年の報告をさせて頂きましたが、昨年度の相談件数つきましてご報告させて頂きます。昨年度は障がい者の差別に関する相談につきましては0件でした。以上です。

その他の所で、合わせて時間を頂きたいと思います。障がい福祉計画に関わることで連絡、お願いをさせて頂きたいと思います。

計画策定につきましてはこの自立支援協議会に関わっている皆さんと、公募の方2名で策定委員会を設けまして、この冊子を郵送させて頂きました通り、無事冊子がきました。この場を借りて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

障がい福祉計画の中の43ページ、具体的な話になりますが、本計画の成果目標というページがありますけれどもこちらの(2)番に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築という欄があります。こちらの中で、自立支援協議会も関わるがありますので、策定委員の皆様でもありますけれどもこの場を借りてもう一度確認させて頂きます。

こちらに、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置とありますが、小牧市における保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、新たな協議会等は設置せず、小牧市障害者自立支援協議会を活用することとしますという風にあります。精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築という事で全国の流れとしましては設置しなさいという事になりますが、同じようなメンバーでいくつもの会議を設けるという事はなかなか効率的ではないという事ことから、この自立支援協議会を活用させて頂くという事で、具体的に書き込んでおりますので、よろしくお願いします。具体的にそういったケースがあったりとか必要な場合は集めさせて頂きたいと思いますのでお願いします。

合わせて、45ページ(5)障がい児支援の提供体制の整備等の③番に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置という所があります。こちら成果目標の一つなのですが、こちらを読み上げさせて頂きます。小牧市における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場としては、新たな協議会等は設置せず、小牧市障害者自立支援協議会のこども連絡会を活用することとします、という風にあります。先程の例と同じように、せっかく始められている関係機関の方が集まっている会議がありますので、小牧市と致しましてはこども連絡会の方を活用していきたいという風に思っています。具体的に、医療的ケア児支援の為の取り組みを今、何かすぐ議論するとか、取り組むとかというのは、現在はありませんけれどもそういった事があった時には活用させて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。以

上です。

(手嶋会長)

はい、ありがとうございます。今の、ご説明で話を戻して申し訳ないですけれども、資料5ページのこども連絡会の事業計画案の所で、上から4つ目のサービスの質の向上の所に、医療的ケア児の支援等と書いてあるのですが、そうすると先程の説明でいうと、障がい者福祉計画45ページの(5)の③に関わってこないと、いけないですねというひも付けをしっかりとおきましょうという事に、この計画を上手く使って頂くと議論や、何を根拠にこの話をしているのかという事が目安になってくるのではないかという事で、64ページの(2)も一緒に加えて、コーディネーターの関わりの中も検討しながらこのテーマを関わっていくという事を、メンバーの中でも共有して頂くととても良いのではないかと思います。

それでは、よろしいでしょうか、質問、ご説明は。

では、報告の方頂きましたので、最初の会でございますので、それぞれの連絡会の報告も含めて、何かご意見なり、ご感想なり簡単ではありますが、一言ずつ頂ければなと思いますので、自己紹介の順でよろしくお願いします。感想でも構いませんので、1年間一緒にさせていただきますので、最初の会議ですので少しお願い致します。

(石原委員)

知的障がいの方の事なのですが、当事者も高齢ですけれども、親もとっても高齢になってきています。いろんな問題が出てきているのですが、親の方の話は親同士で聞く以外ない状況になっています。はっきり言って、どこへも持っていきようがない。でも、親抜きでは話ができない。

また差別解消法の話で、ご本人があまり大きくしないでとお話されていましたが、内容としては療育手帳が身分証明ではないと言われたのです。コンサートにその子がどうしても見たいという事で、お母さんが苦勞して手に入れたチケットで会場まで行ったのです。しかし、療育手帳は身分証明ではない、入れないと言われて1時間くらいそのまま入れず。最終的に入口の担当の方が、「ごたごたこれ以上言うのであれば、警察を呼びますよ。」と言われ、ご本人も泣き出してしまい、お母さんはもう無理だからとお二人帰って来たのです。でも、そういうことはおおごとにはならないけれども、親同士の繋がりで聞こえてくるのです。私たちは子どもが生まれてから今まで、療育手帳を身分証明みたいに使っていました。どこに行くにも、それを出してくださいで、よろしくで通っていたものですから、え〜？身分証明にならないの？と少しバタバタしまし

たが、きちんとうたってあって療育手帳は身分証明になっているという事で過ぎたのです。

私達も、親通しで話をしていかなければいけないので、はっきりと書類を出して、療育手帳＝身分証明みたいなものですよね。それに応じて交通機関も割引があるし、いろんな公共の施設も無料の所が多いのです。今回初めてこんなことが出て、大騒動になったのですが、やはり先程の差別解消法みたいにくたってある以上、そういった小さな事でも出てきたら、取り上げていけば良いのかなと思っています。ご報告まで。

(吉田委員)

質問はありませんが、こども連絡会の事ですか障がい児のひとり親家庭とか、いろんな方がおられると思いますが、県の方で子ども食堂という事を結構新聞でも出ておりますが、力を入れるから民生委員も協力するように言われておりますが、現実特に小牧市内でそういうお子様がられるかどうか、把握はしておりません。何かあった時には訪問させて頂くのですが、ひとり親で大変な思いで子育てや、障がいを持ってみてるというハンディを背負ってやっておられる方があるかもしれません。そう意味で現実そういう方が小牧市内にられるかどうか、具体的にでも人数など聞かせて頂けると把握の意味でインプットしておきたいなと思いますので、よろしくお願い致します。

(こども連絡会代表)

ひとり親家庭、母子家庭、父子家庭とかは結構みえます。あさひ学園に来ている子供さんの中でもたくさんみえますし、経済的に困窮しているかなという風に思われる事もあるので、職員や相談員などがいろいろな制度などをお伝えしながら支援しているところです。

子ども食堂に関しては私もあまり分かりませんが、社協の中では少しそういう話題なども出たりはしていますので、今後小牧市の中でもできるかもしれないとは思いますが、障がいのある子どもさんに対しては、なかなかご両親で子育てきちんと出来る家庭もあるのですが、その事が原因で離婚されたりとか、ひとり親になったりとかという例も少なからずあるかなという風に思っています。

(吉田委員)

なぜ、そのような質問をしたかと言うと、私達小牧市の民生児童委員連絡協議会としては今年度から食糧支援といいますか、家に余っている賞味期限が切れていない乾麺などを民生委員で集めようと、どれくらい集まるかは分かりま

せんが、食料支援というのも考えておりますのでまた必要といった場合に、親御さんからの相談がありましたら、まだこれからの話ではございますが、なんらかの支えになっていくと考えておりますので、そういう意味でもよろしくをお願いします。

(清水委員)

手嶋会長から話があった、障がい者祉計画に自立支援協議会の本来の機能としての、調整機能であったり、評価、教育、権利擁護、開発機能といった機能がある中で、地域としての計画とリンクをしながら実際動いていくという所が、今まではなかなか上手いこと出来ない所があった所を数値化を持っていくというところでいくと画期的かなという風には思っております。それぞれ連絡会の中でこれを実際起こして、動きの中で対応していくという事になると、また大変な労力になるとは思いますが、数値を見る中で重みのあることと思っておりますので各部会の方で分かって頂きたいなと思っております。エールを込めてです。以上です。

(川崎委員)

私は今日の自立支援協議会組織図を見ておりまして、事業所がものすごくたくさん増えたのだなと改めて思いました。こども連絡会はすごい数ができたのですが心配するのが、先程の差別解消法がでましたが、虐待防止法の方で、愛知県は福祉従事者、福祉事業所の携る職員の虐待が全国ワースト2位という、それを聞いて驚いたのですが、小牧市においてこれだけ事業所があるとそういった虐待事例として、認定された方は何人くらいかもし教えて頂ければありがたいなと思います。小牧市ではそういう事はあつてはいけないと思いますので、もし多いようだったら、研修や事業所でマニュアルを作るなど、虐待阻止委員会などやっているとありますが、実際どれくらいのものであるのか後日でもよろしいですがお願いします。

(長寿・障がい福祉課)

今の話について、記憶のある限りなのですが平成28年度に1件虐待認定しています。小牧市はこのような状況です。以上です。

(川崎委員)

思ったより少なくて良かったです。

(北澤委員)

新たな福祉計画ができましたので、皆さまそれぞれの自立支援協議会を改めて、仕事をみつけてもちろん普段事業の運営についてはそれなりに考えてはいるのですが、この資料を改めて、これに基づいて動いて、見直すすべき所があるか分かりませんが、資料を突き詰めて考えて頂きたいと思います。

(越後谷)

現在診療してまして、まだどこに相談したら良いか分からないお母さんがちらほらおられるので、現在5事業所で相談支援をされてるという所で、こちらの方もお母さん達に紹介していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。また、報酬改定で、結構スタッフの負担も増えるし、色々と改定されているなと思ったのですが、これがどういう風に繋がってくるのかと思っております。以上です。

(角田委員)

春日井保健所の方では、先程話題で出ました精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの話、これは各市町村ごとに協議の場を設けるという事と、圏域単位あるいは場合によっては保健所の管轄区域単位で県全体でも協議の方を行っている、三層構造になっております。小牧市の取り組みと、春日井保健所としての取り組みと今後どうリンクをさせていけばよいという事で、非常に興味を持っております。ご検討いただければと思いますのが、この精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを協議するにあたって、保健医療と福祉関係者による協議の場を設けるという事で、この自立支援協議会にそれをかぶせていく時に、やっぱり弱いのは精神科医療の専門家の方が参加されていないという事で、議論に弱い部分が出てくるかもしれないという事を若干危惧しておりますので、もし今後継続的に取り組まれていくのであれば、少し考えて頂ければありがたいかなという風に思います。それからここでいう福祉関係者の中身ですが、地域包括ケアシステムは広い概念で、今参加頂いている多くの方が障がい福祉の専門の方だと認識しておりますけれども、それだけではなくて保健医療の方の連携もしていかなないと精神障がいの方を地域で支える仕組みというのはなかなか難しいかなと思いますので、今申し上げたように、精神科医療の専門家の方、介護福祉の分野の専門の方にも少し、きちんと話をするのであればご参加いただけないであろうかという事を、少し要望として上げさせて頂きたいと思います。

(鵜野)

先程の福祉計画についてですね、益々この会が充実していけばなと思ってお

ります。ただ、医療的ケアについての案件も出ておりましたけれども、これを機にわりと小さい子達、しかも学校教育の現場の所でのケアということが中心でしたけれども、今年度からは県の方で、特別支援に関するだけでなくて一般の小中学校、高校まで確認の方をご支援に関する以外の福祉だったり医療だったり、どんどん広がっていくような状況ではあります。そういうことを考えますと、この医療的ケアに変わりましたが、現場の方ではつねに重いといえますか、重度のお子さんが小牧市に現にいますし、ケアの対応も医療機関であったりとか、放課後等デイサービスであったりとか、福祉事業所や、子ども達の方の多様化という見方もあれば、逆にサービスを行う側の方の多様化といえますか、ばらつきといえますかいろんな課題が出てきているのが現状で、正直待ったなしの状態だという意味ではこの連絡会のグループの方の意見は現在進行形の課題として頂けると思います。以上です。

(川島委員)

今度5月31日の福祉・介護就職フェアですが、後援するのはハローワーク春日井になっておりますので、当日盛り上がるというのと、新聞とか、テレビとかは来るのでしょうか。取材とか。

(事務局)

取材の方は依頼しています。

(山本委員)

先程担当の方からも説明がありましたけれども、皆様のご協力もありまして第3次小牧市障がい者計画初め、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画が作成できました。計画の目標が最終的には達成する事が一番大事になると思いますので、この協議会の皆様のご協力ももちろんですけれどもこの計画が達成できるようにまた委員の皆様からのご意見を頂ければなという風に思っております。先程、川崎委員の方から虐待で小牧は少ないという形でお話しもありましたけれども、認定した件数が実際の数かどうかというのが含めてなんですけれども、本当にまだ見つかってないものがあるとするならば、そういったものを早く把握する事も大事ですので、また何かお気づきの点があれば市の方までご意見を頂いて即対応が出来ればなと思いますので、また引き続きよろしく願います。

(綱川アドバイザー)

今日、皆さん委員さんからの一言いろいろコメントを聞かせて頂いて、自立

支援協議会としても、特に相談支援事業、基本相談とか相談以外の部分としてやらなくてはいけない事も、色々とあるのかなと改めて思いました。それは具体的に言うと、差別解消法然り、虐待防止法然り、子どもの貧困といったお話の事です。改めて障がい者計画の方を見ると今期の障がい者計画の一つ出ているので、こういう所も意識しながら先程出たお話をどう解決していくか、改善していくかというのも考えていく事が重要なのではないかなと思いました。以上です。

(手嶋会長)

それぞれの委員の皆様にご意見、ご感想を頂きました。ありがとうございます。本日の予定の議題及び、報告はこれを持ちましてすべて終了致します。その他の方は何かよろしいでしょうか。

では、次回の予定も含めて事務局の方、ご案内よろしくお願い致します。

(事務局)

今日は貴重なご意見を多々頂きましてありがとうございます。事業計画につきましては、今回この福祉計画を頂いたことですので、十分連絡会の方へ伝えさせて頂きながら、進めさせて頂きたいという風に思っております。

次回の日程につきましては、10月15日の月曜日、午後2時からという事でのご予約をさせて頂きました。内容につきましては、平成29年度の事業報告をさせて頂きながら、前回の計画についても少し検証をとらえて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います、事務局の方からは以上でございます。今回の会議の方はこれで終了とさせて頂きます。長時間に亘りまして、ご審議頂きまして本当にどうもありがとうございました。